石黒信由関係資料			
一、著述稿本類	二百五十七点		
一、文書、記録類	二千四百五点		
一、地図類	千九十七点		
一、測量器具類	四点		
附　石黒信由像（絹本著色）	一幅		
表褙天保十四年河野通義識語			

○文部科学省告示第百四十九号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称を、同表下欄の名称に改める。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文

（彫刻の部）

上欄			下欄		
名称及び員数	関係告示		名称及び員数	所有者	所有者の住所
銅造男神立像　一軀 像正面に立山神体、寛喜二年三月十一日の刻銘がある	昭和四十三年文化財保護委員会告示第十九号		銅造帝釈天立像　一軀 像正面及台座に立山禅頂、寛喜二年三月十一日、御身之中奉納一日書写如法経六部等の刻銘がある	富山県（富山県立山博物館保管）	富山県富山市新総曲輪一―七
				一般財団法人高樹会	富山県射水市鏡宮二九九
石黒信由関係資料			石黒信由関係資料		
一、著述稿本類	二百五十七点		一、著述稿本類	二百五十七点	
一、文書、記録類	二千四百五点		一、文書、記録類	二千四百四点	
一、地図類	千九十七点		一、地図類	千九十六点	
一、測量器具類	四点		一、測量器具類	四点	
附　石黒信由像（絹本著色）	一幅		附　石黒信由像（絹本著色）	一幅	
表褙天保十四年河野通義識語			表褙天保十四年河野通義識語		

○文化庁告示第五十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として熊本市を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文化庁長官　青柳　正規

（彫刻の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
木造東陵永瑛禅師倚像　一軀	大正四年文部省告示第百二十八号	宗教法人雲巌禅寺	熊本県熊本市松尾町平山五八九

○文化庁告示第五十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として京都市を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文化庁長官　青柳　正規

（彫刻の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
木造地蔵菩薩坐像　一躯	平成二十七年文部科学省告示第百三十七号	新町地蔵保存会	京都府京都市左京区下鴨松ノ木町

○文化庁告示第五十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体としてあさぎり町を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文化庁長官　青柳　正規

（彫刻の部）

名称及び員数	指定告示	所有者	所有者の住所
木造二天王立像　二軀 内一軀の像内に久安三年の銘がある 木造毘沙門天立像　一軀 像内に久寿三年、当郷領主藤原家永、仏師僧経助等の銘がある	平成二十七年文部科学省告示第百三十七号	荒茂毘沙門堂管理組合	熊本県球磨郡あさぎり町深田北小字荒茂